

2026年度ランバス留学基金留学募集要項(大学院生等)

ランバス留学基金委員会

委員長 中道 基夫

ランバス留学は、関西学院の創設者ランバス院長のキリスト教精神を継承し、関西学院の教育に貢献できる人材を養成するため、関西学院の内外より将来性ある志望者を募り、これを選抜して海外に留学させることを目的としています。

2026年度留学について、次のとおり募集いたします。

■ 募集人数	若干名
■ 留学期間	1～2年。ただし、2026年4月1日から2027年1月31日までに留学を開始すること。
■ 留学費	1) 1カ年につき20,000USドルを上限とする。 2) 留学者が留学先の大学院等に正規の学生として入学する場合、留学費の他に、留学先の学費の内、関西学院の会計基準によって授業料とされる総計の半額を支給する。ただし、その支給額は1カ年につき7,000USドルを上限とする。
■ 応募資格	1) 2026年4月1日現在36歳未満 2) キリスト者もしくはキリスト教に理解がある者 3) 大学院博士課程前期課程を修了した者又は専門職学位課程を修了した者 で次のイ)、ロ)、ハ)のいずれかに該当する者 イ) 関西学院大学を卒業した者 ロ) 関西学院大学大学院博士課程前期課程を修了した者又は博士課程後期課程に在学している者若しくは在学した者 ハ) 関西学院大学専門職大学院学位課程を修了した者 4) 原則、海外の大学院又はそれに準ずる研究機関に正規の学生として留学し、学位(博士または修士)取得を目指す者。また、上記を優先しつつ、海外の大学院又はそれに準ずる研究機関に研究員などの身分で留学する場合も可能とする。 例① 博士課程後期課程在籍者が留学帰国後に日本で博士号取得を目指す場合 例② 博士号取得者が研究目的のために留学する場合 但し、留学中に給与等の報酬が発生する場合は、事務局まで相談すること。 5) 留学先で研究を支障なく遂行する能力を有する者
■ 提出書類	1) 留学計画書(指定用紙) 2) 履歴書及び業績書(指定用紙) 3) 旅費及び留学に要する費用の見積(指定用紙) 4) 本学の指導教員又はそれに準ずる者の推薦書 5) 大学及び大学院又は専門職大学院の成績証明書 6) 関西学院保健館医師による診断証明書 ※あらかじめ外部医療機関で健康診断(健康診断項目は指定用紙を参照すること)を受け、保健館医師との面談の際、健康診断書のコピーを提出すること。保健館医師との面談予約の際、「2026年度ランバス留学応募用」と伝え、面談は2025年7月末までに実施することが望ましい。※8月は診療していないため。 7) 留学先に関する提出書類について(指定用紙) 8) 留学計画書に記入した留学先への入学が可能であることを証明する文書(■採用及び■備考の2)を参照) ① 留学先の大学院等への入学が決定している場合、留学先が発行する正式な入学許可書 ② 留学先の大学院等への入学が希望段階の場合、留学計画書に記入した留学希望先の教員等と連絡をとった際の書面等 9) 留学先の入学条件として明示されている語学能力を有していることを証明する語学検定試験の証明書 ① 留学先が求める語学能力の記載が確認できる入学要項等も併せて提出すること。 ② 留学先が入学条件について語学能力を提示していない場合、次の語学検定試験を受験し証明書を提出すること。 ・英語圏に留学する者: TOEFL(iBTもしくはITP)、IELTS(Academic Module) ・ドイツ語圏に留学する者: TestDaF(テスト・ダフ・インスティトゥートのドイツ語能力認定試験)、Goethe-Zertifikat(ゲーテ・インスティトゥートのドイツ語検定試験)、ÖSD(オーストリア政府公認ドイツ語検定試験) ・フランス語圏に留学する者: DELF・DALF(フランス国民教育省認定フランス語資格試験) 上記の言語圏以外に留学する場合、個別に指定する。 ※既に留学している場合は、事前に相談すること。
■ 選考	選考は、書類選考及び個人面接(2025年10月に実施)によって行う。個人面接は書類選考の合格者に対して行う。なお、面接時に約15分間のプレゼンテーションを行うこと。 ※既に留学し、個人面接のためだけに帰国が困難な場合は、事前に相談すること。
■ 採用	2025年11月末日までに、事務局より仮採用(留学候補者)の連絡をする。その後、仮採用された者の留学計画書に記入されている留学先からの正式な入学許可書の提出をもって、本採用とする。留学先の変更等については、応募時の留学先と同等又は同等以上の成果を得られると判断した場合にのみ認められる。
■ 備考	1) 応募書類の請求は、教育連携課(lambuthryugaku@kwansei.ac.jp)まで問い合わせること。 2) ランバス留学基金留学者に決定後、留学先に入学できなかった場合や留学先の大幅な変更、病気等、応募時の留学計画と同等以上の成果が得られない理由が生じたときは、留学者としての資格を失うことがある。 3) 留学先大学・機関が所在する国・地域の治安や状況によって、本学が留学の中止・延期または帰国を要請する場合がある。
■ 応募期間	2025年9月1日(月)～2025年9月12日(金) (土曜日・日曜日は事務室閉室)
■ 提出先	教育連携課(ランバス留学基金委員会 事務局) 〒662-8501 西宮市上ヶ原一番町1-155 本部棟3階 TEL:0798-54-1685 MAIL:lambuthryugaku@kwansei.ac.jp